

## 訓詁学再考

藤田貞一郎

### 一 近世の用語と用語法

問 領分甚自由過て、家中すり切申候間、公義へ申上、  
場處を替て築候て可然と申候もの御坐候。如何尤見る  
處有る論にて候へ共、とくも逆ならぬ論と存候。見る處あり  
とても、ならぬ事を被論候はば、無益の事に候。唯今  
その人へ如何様ともと御頼候ても、地かへはせられま  
じく候。然らば無用の事にて候。この儀なき事にては  
無御坐候へ共、其段は別の議にて候。——（宮村治雄  
『新訂日本政治思想史——自由の觀念を軸にして——』（放  
送大学教育振興会、二〇〇五年）の一四七頁からの再引

用——

右は、一七世紀後半から一八世紀前半にかけて生を受け、  
京都に生きた陽明学者三輪執斎の言である。私のここでの  
最大の興味は、領主が「領分」・「家中」・「公義」・「場處を  
替て築」という用語・概念を用いて、不利益処分の意味合  
いが強い「場處を替て築」Ⅱ「地かへ」を望む一方、これに  
対して貨幣経済の浸透・商品流通の拡大といった時代の流  
れに棹さして、これを我物としようとはしていないという  
一点に尽きる。

ところで、右の史料にある「公義」Ⅱ「公儀」について、  
朝尾直弘は、近世日本における「公儀」概念を本格的に検

討対象として取り上げ、南北朝時代の使用例から説き起し、戦国期から織豊時代の事例を整理した上で近世に定着したものとす。『江戸時代、幕府をさして公儀と呼び、藩もまたその支配領域においては公儀と呼ばれていた。藩を公儀とした場合、それより上級の公儀の意味で幕府を大公儀と呼んだ』、また「藩の公儀が幕府の公儀に全面的に没収・包摂されることなく存在しつづけた事実への留意」（『將軍権力の創出』三二九頁、岩波書店、一九九四年）の必要性などを指摘している。——なお、渡辺浩は、今日通念となつて

いる年表風表現、慶長八年家康征夷大將軍となり、江戸に幕府を開く、について、前者はその通りだが後者はそういうものではないと、史実を挙げて批判を加えている（『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、一九九七年、一―五頁）。

かかる幕府にあらざる「公儀」が、日本社会各方面に配布する「単行法令の中、一般に触れ知らすべきものを」「御触書」あるいは「御触事」と呼んだ」（高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』の「解題」、岩波書店、一九三四年）。

右の「御触書」類について、受手である岡山領知池田家の寛永三（一六二六）年文書には「公儀御法度之旨可奉守

之事」（『藩法集1岡山藩下』創文社、一九五九年、九五八頁）、同じく文化元（一八〇四）年の文書には「公儀触 百十七番之内」（『藩法集1岡山藩上』一九五九年、四七四頁）との記載がある。

天皇なる權威による大政委任の有無については、朝尾は石井良助の、歴史的に委任の事実はないとする法制史の観点からする議論に、賛意を示している（前掲書、一九七頁）。ヨーロッパ法制史に詳しい水林彪も、こう記している（幕藩体制における公儀と朝廷」、朝尾直弘他編『日本の社会史』3 權威と支配』岩波書店、一九八七年）。

幕末に幕府の朝廷に対する「大政奉還」がなされるが、しかし、幕初に、朝廷から幕府に「大政委任」がなされたという觀念が存在したわけではなかった。むしろ、目には見えない天上の超越者たる「天道」が信長や秀吉や家康に統治を委任したのだという觀念が普遍的であったのである（一五一頁）。

こうした委任されざる地上の最高権力に、徳川將軍家は「公儀」概念として君臨するに至る。自己の正当性を主張するに際して、決して天皇なる權威（ないしは権力）を旗指物とするこのなかつた関ヶ原合戦から大坂の陣にいたる

間、戦閥集団の統領を演じる家康の下に、徳川公儀体制は成立する。

通念による日本史記述では、鎌倉幕府・室町幕府・徳川（江戸）幕府——幕府という用語の妥当性如何についての議論はここでは省く——と言うが、貨幣高権の有無の視点で整理すると、前二者と後者は明らかに異なる。前二者は、日本社会の統一権力の実を有していないからである。後者のいわゆる徳川幕府は金銀銭三貨の貨幣高権を有して居り、貨幣システムの面からも、たしかに日本社会の公儀ないしは大公儀であった。

委任されざる地上の最高の権力たる「公儀」徳川将軍家が、おしなべて武家すなわち諸大名と旗本に発給する基本文書を、藤井讓治は「ひとまず、ここでは判物形式のものも含めて領知朱印状と呼」ぶとしている（藤井讓治『江戸幕府領知判物・領知朱印状の基礎的研究』平成一三年度～平成一五年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇五年、五頁）。この克明な研究に続いて、藤井は『徳川将軍家領知宛行制の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）と題する自著を公刊している。

本稿冒頭に引用した三輪執斎の用語が「領分」であるの

は、藤井の言うこの「領知宛行制」という、当時の社会体制の約束事から来ていることは、言う迄もなからう。従って、「領國ハ従公方様御預之事」（慶安五（一六五二）年——前掲『藩法集1岡山藩下』一六頁——、「領主は従公方様御預之事」（天和二（一六八二）年——前掲『藩法集1上』二七〇頁——という用語法になり、「領國」であり「領主」であり、「藩」でも「藩主」でもあり得ない。蜂須賀家阿波領知の宝曆一一（一七六一）年の文書（『藩法集3徳島藩』創文社、一九六二年、一一二頁）に「御國法を以御成来之通於被仰付ハ」、青山家郡上領知の文化七（一八一〇）年の文書（『藩法集5諸藩』創文社、一九六四年、七四頁）に、「在々より納候馬飼料糠藁之儀、領法之通、年々急度皆納可申付事」と記すのであり、「藩法」などではない。

諸大名は、「家」により編成される「家中」を伴って、公儀により任地に領知を宛行われる。従って、これら社会集団の規約として「家法」なる用語法も成立する。「先代々之家法、少も相違無之様可相心得事勿論候」延享四（一七四七）年、前田家金澤領知の文書が記す所以である（『藩法集4金澤藩』創文社、一九六三年、三〇頁）。

右の如く「家」による編成原理の政治社会構造であるか

ら、寛政四（一七九二）年、池田家岡山領知の文書に、「本家松平内蔵頭」に対する「分家池田信濃守知行所備中國之内私領分」（前掲『藩法集』岡山藩上）一四五―一四六頁）との如く記述する。「本藩」でも「支藩」でもあり得ない。

要するに「領主」は、「公儀」より各地に「家中」とも共に配置される。明暦三（一六五七）年の、右掲『藩法集』二六四―二六五頁の文書が示す左の実態があつたのである。

まつ上様の御本意御願ハ何も無之、一天下之民一人も飢寒候人無之、國富栄候様ニとの御願之外ハ無他事候、

然共御一人ニては不成故に國々を御預ケ、又は小給人も其通に候（中略）一國之民飢寒亡所ニ成様ニ仕置候

ハ、上様より御改易被仰付候はては不叶事ニ候

同じく明暦三年の別文書（二六五頁）は、「何かたの田も公儀のにて候得は、私として身勝ニ可仕様無之候」と、記している。

諸大名領主と「家中」との関係を示す文書が、一般に限帳である。大名の家臣名簿である。家臣の地位を失うことは、名簿から削られること、ないしは自ら放棄することに表現される。後者を「亡命」という——これが「亡命」の原義——。いう所の脱藩ではあり得ない。文久三（一八

六三）年の史料がある。「諸家々来之内ニて、亡命等致、万一人浪人等ニ相成居候者、探索之上引戻方之儀」につき「公儀御触達有之候」（家近良樹編『稽徴録』京都守護職時代の会津藩史料）思文閣出版、一九九九年、五二頁）。

「家中」のものは領主とともに任地に赴くのであるから、限帳の記載から省かれる事態が生ずると、その任地での居住権を、原則として失う。蜂須賀家徳島領知、寛政二（一八〇〇）年の史料に、興味深い一文がある（前掲『藩法集』三徳島藩）七六頁）。

一惣て御暇被遣候面々故有て住居之義御免被仰付候は格別、右様之事これなくしてハ御國中住居は仕間敷事ニ

候処、自然御掟もゆるミ、上下共心得違候哉、御暇被

遣候類御國中ニ罷在候者も相聞、如何之事ニ候

享和三（一八〇三）年にも、同領知では、「御暇人」について、「即日御國內立退候旨、親類共より御目付之面々え可申出事」（前掲書、八三頁）の文言が記録されている。

青山家郡上領知、文化七（一八一〇）年の「條々」中に「領内ニ浪人住居之儀、弥可為停止、但、家中え近き由緒有之、妻子を帶し慥成者は、可差置候」（前掲『藩法集』諸藩七二頁）とする一文がある。同じ原則に従うものと解して

おく。

「公儀」から「領知」を宛行われて任地に赴く——「改易」も可能性としてある——「領主」ならびに「家中」すなわち諸々の「家」から編成される家臣団と異なり、地付きを本来の在り方とするのが百姓——その多くは農民——である。この「一天下之民一人も飢寒候人無之、國富栄候」ように勤めるのが領主・家臣団の任務である。そこで、文政元（二八一八）年の「今般御國民成立之儀、格別被仰付被思召候て、彼是御役人等御指図被仰付候」（前掲『藩法集4金澤藩』五六頁）とする表現も記されることになる。同領知の天保五（一八三四）年の文書にも「御國民御取扱方等莫大之義にて、当年御運方如何共被成方無之、最早御公務も相欽候程之御場合ニ至り候」（右同書、三〇二頁）と記す。近年研究史では「御救」概念の究明に乗り出した深谷克己により「百姓成立」という用語が一般化している。これはこれまで重要な研究方向と私も思うが、「御國民成立」とする用語が、当時使用されていることを無視してはならない。

「領國」に地付きのものが「國民」なのだ。

これに対して、嘉永五（一八五二）年、大河内松平家吉田領知の史料には「國家ハ君と臣と之相持物ニ候」（前掲『藩

法集5諸藩』四六頁）との表現があり、地付きの「國民」を除く「君と臣」による「國家」観を窺わせる。後に、大日本帝国憲法の用語についても取り上げるが、近世の用語法にあつては、「臣」と「民」は、用語も概念もこれを異にしている（坂本慎一『洪沢栄一の経世済民思想』日本経済評論社、二〇〇二年、四六頁）。坂本の指摘は示唆に富み、明治日本社会が「臣民」という用語を採用した理由を推測させる。何故なら、後期水戸学の影響もさることながら、一九世紀前半の日本社会では、「國民」とは「領國」に地付きの百姓を指し、「國家」は大名領主家の「君と臣」との「持物」という觀念が、いまだなおあつたからであると、私は思う。従つて、「公儀」から「領知」を宛行われて任地に赴く「領主」ならびに「家中」は、その政治・行政單位の駐屯地に居を定めるのである。冒頭の三輪執斎の表現「場處を替て築」は、この実態を伝えて余す所がない。巷間、常識であるかの如く使用される「城下町を開く」は、史実を無視する、後世の造語と言ふべきである。

松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究 増訂版』（吉川弘文館、一九七一年）は、この分野の古典であると、私は考えているが、そこで、松本はこう記している。「十七世紀中

期の幕藩体制創立期に、城下町の全国的な形成と成立が確定されている(三二頁)。烏山を事例に、「城郭が戦国期に通例的であった山城形式をとっているがそのために領主居館と家中屋敷未分離現象、すなわち山麓の領主居館を核とする武家屋敷の団塊的所在、いわゆる「根子屋」式屋敷群の形成」(三三五頁)、「こうした領主居館と侍屋敷の共生現象こそ、すでにみた(内山下)様式を構成する基本的契機」(三三六頁)、「城郭内の侍屋敷は西日本では一般に「内山下」と呼ばれて」(三九九頁)、「内山下の近世化、即ち侍町の一部としての街区内山下にそれ自身を転化してこそ、近世を通じて「内山下」ははじめて存続しうる条件をととのえる」(二六八頁)、「山下」は「城下」と同義語である」(二七七頁)、「城下町はつぎの二つの内容が最も重要であると解することができる。一つはきわめて極端な身分階級制都市であり、第二には代表的な特権都市という事実である」(三二〇頁)。

右の、松本に二つの重要な内容と解させた歴史事実こそ、この場所が、家臣団とともに、戦闘集団性を基盤とする、土地人民支配の官僚群として、公儀により派遣された大名領主群の駐屯地であるという事態である。松本は研究史に

従い「城下町」という用語を使用しているが、私の気付いた限り「城下町を開く」という類の表現は、存在しないように思う。

蜂須賀家徳島領知の史料(前掲『藩法集3徳島藩』)には、「山下」という用語が頻出する——なお七六六頁には「御山下」との表記があり「ヤマシタ」と発音していたことを窺わせる——。例えば「御山下火事之節」(天和三(一六八三)年、一五頁)、「御山下端鐵炮打候義」(宝曆五(一七五五)年、四二頁)、「於御山下端踊装束仕」(安永八(一七七九)年、四九頁)、「於御山下往來くわへ煙筒仕義」(天明五(一七八五)年、五一頁)、「御山下頭巾・覆面等之義指留」(寛政六(二七九四)年、六四頁)、「御山下諸屋敷往還道筋」(文化一〇(一八一三)年、九七頁)、「御山下郷町共往來くわへ煙管仕義」(文政九(一八二六)年、一〇六頁)、「御山下・郷中共大株住宅之分」(文化三年、四七五頁)、「御山下境左之通」(宝曆九年、七二頁)、「御山下之寺社・侍屋敷迄」(元禄九(一六九六)年、八一頁)などとする用語法が通例であり、「城下町」という表現は見出し得ない。なお、「御城下郷町之義、先年一統ニ市中え御付被成、町御奉行支配被仰付候、雖然、此度以前之通郷町ニ被仰付候條、向後御國奉行處支

配可致候」(元禄一〇年、一八九頁)という「覚」もあることから、通念が描く一体としての居住空間である「城下町」は、観念としても用語法としても定着していないと思う。

この「覚」にある「市中」が、今日通念となっている「城下町」に、最も近いと思えるが、私の依拠した史料集では「山下」が基本用語である。

かくして、徳川政治体制は「御料」・「領知」・「國家」体制⇨御料領知国家体制と、一先ず言うのが、当時の用語と用語法に則した表現であると考ええる。一先ずと限定語を付したのは「御料」の研究を怠っているからである。これについては今後の精進の課題としたい。領知国家をば縮めて、領国としたい。これは決して恣意に従う造語ではない。一例だけ挙げる。宝暦五(一七五五)年、金澤領知の「覚書」には「御領國之内銀札遣被仰付候」(前掲『藩法集4金澤藩』、三九八頁)とある。

かかる体制の中から、冒頭に引用した三輪執斎の言う所とは異なり、貨幣経済の浸透・商品流通の拡大といった時代の流れに棹さして、政治・行政単位としての領知から、これを一個の経済単位として把握し、長期的視点に立つ領国経営に乗り出す、領主権力の動きが出て来る。これを、

創唱者安岡重明は「領国経済の自立化」と呼んだ。この創唱に刺激を受け、その政策思想の用語・概念を実証に基き解明すべく乗り出したのが、私の『近世経済思想の研究——「国益」思想と幕藩体制——』(吉川弘文館、一九六六年)・『国益思想の系譜と展開——徳川期から明治期への歩み——』(清文堂出版、一九九八年)である。

このような注目すべき歴史現象の出現に、家綱・綱吉政権期を分水嶺とする大名領国に対する改易・移封・転封の激減という制度条件があることは、看過できない。

かかる制度環境の中に、「国益」思想は登場・普及・展開する。林子平の明和二(一七六五)年・天明元(一七八一)年、同五年の三度にわたる仙台領主に対する上書を見れば、これ迄の領国経済の中央市場依存策を断ち切り、国産物自給自足を進めようとの主張は明確である。この政策成功の暁には「此数々の産物又は細工物などを楮幣を以て残らず御買上成置かれ、さて仙台屋と申候大店を江戸の真中に建候て、御國産の品々を一粒残さず右の仙台屋に売弘めさせ」たいとした上で、これが「楮幣と御國産と仕手脇と相成候て、御國益を仕るべき存寄の大略にて御座候」と主張している。紙幅が残り少ないので、これ以外の具体的

史実については、先述した二つの拙著を参照賜り得れば幸いである。なお、「國家」は「君と臣」との「持物」という観念を越える射程距離を有する文献に、立花家柳河領知の『御國家損益本論』と『國家勘定録』が好例としてあることだけを、ここに記して置く。なお、山崎善弘「寛政改革と地域支配構造の転換―惣代庄屋から「取締役」への政治的転化をめぐる―」（『歴史評論』六一七号、二〇〇一年）が、事実関係を明らかにした公儀御料と幾つかの私領における一八世紀末葉以来の「御救」政策の展開過程とその意義は合わせて考察する必要がある。

徳川將軍家の「公儀」は、その政治体制下に於て、二種類の社会構成単位との間の関係整備が、必然的課題として与えられる。ひとつは、全国各地に土地人民支配のための要員として派遣する、配下の諸大名領主群との間の「大公儀」としての関係整備。いまひとつは、「禁裏」・「仙洞」との間の関係整備。徳川將軍権力が与えられた、この二つの課題をば、前者を主要矛盾、後者を従属矛盾と、私は整理したい。

この二つの矛盾を背負う徳川「公儀」に、一八世紀後半以降、言う所の「内憂外患」が襲いかかる。ここで日本社

会の歩みを大観するに際し肝要な視点それは、我々は、この事態をロシア帝国の東漸とか欧米列強の圧迫とか紅毛碧眼の夷狄への対抗とかにのみ目を奪われるにとどまってはならないという事である。欧洲に始まる国民国家 (nation state) 創出の人類史の動きに、はるか遅れて展開する東アジア世界の枠組みへの留意が不可欠。すなわち、中国社会に成立する権力を中心とす国際秩序、中華帝国の存在、それに由来する社会認識が連綿として存在していたという事実を、理解して置く必要があるのだ。

ともあれ、政治・経済両面における統制力が弱化する徳川公儀は「内憂外患」の処理に困り果て、従属矛盾の相手の軍門に下るといふ事実経過については、私如きが贅言を加える必要はあるまい。公儀は、委任されざる地上最高の権力の終焉をば「大政奉還」——これが今日に至る歴史観とその物語の役者、「天皇」・「幕府」・「藩」が演ずる舞台装置と成ることは明らか——という儀式で形式を整えたという周知の史実を挙げるにとどめたい。この結果に至る経過については、後年の明治天皇に続く、京都所在の禁裡・仙洞による復権への努力も無視してはならないが、奥羽列藩同盟が輪王寺宮を頂き、これを東武天皇とし、大政元年と



改元した史実は、極めて重要であり、決して看過してはならない。日本社会の集団意識として、神道なる宗教観と天皇観が果す役割の重要性に思い至らせるからである。

## 二 近代の用語と用語法

近代日本社会の天皇制は、それ迄例を見ぬ、一世一元制でもって、新たに発足する。天皇なる用語は中国社会の思想から生れたものであることは、言う迄もない。「スメミ・マノミコト」とか「スメラミコト」とかいう原日本語を表現すべく、文字を有さぬ当時の日本社会がこれを採用したことに由来する。明治近代に至る迄の「天皇」なる用語が辿った幾変遷については、これに関する先学の綿密な研究に譲り、ここでは本節の表題に従った論点に限定する。

これについては、山口修「天皇」称五十年（『日本歴史』四五二号、一九八六年）と同「天皇」称の系譜（『佛敎大学総合研究所紀要』第二号別冊、一九九五年）が、極めて重要かつ貴重な必読文献である。これにより、明治六（一八七三年）に批准される日清修好条規——「条規」であり「条約」にあらざるの意味については閩立の研究がある。なお、武田清子『天皇制思想と教育』（明治図書出版、一九六四年）は貴重

な研究であるが、山口論文が明示する天皇称号と皇帝称号との相剋の視座が欠如している——が対外的には天皇ではなく皇帝と称することで決着、この天皇と皇帝称号の国の内外における使い分けは、時の満洲國皇帝日本訪問まで続いたという史実が明らかとなった。明治日本が、久しきにわたる中華帝國を中心とする国際秩序観の中に身を置き、皇帝より一段尊貴の意味を有する称号を冠した人物をカリスマとして、権力保持者指導のもと行動し続けた事實は、史実を虚心坦懐に振り返れば一目瞭然。先ず、明治三年の対朝鮮政策第三箇条伺の一節「皇國支那と比肩同等の格に相定り候上は、朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候」を挙げて置く。常識であるかのように使われる「欧米に追い付け・追い越せの精神で、近代日本の歴史は展開する」は、事の一面しか見ない、時として誤認をも生み出す通念である。東アジア世界の国際秩序に、明治日本が如何に自らを位置づけようとしたかの視点が、抜け落ちている。

国際関係上は認証されざる「天皇」称号の国際社会への進出史が、明治以後の近代日本史の一面として記録されていることを、我々日本社会に生きるものは理解する必要がある。「大日本帝國憲法」は「第一章 天皇」・「第二章 臣

民権義務」を条文として備え、ここに「天皇」と「臣民」は、取敢えず内向の漢字による共通用語・概念として確定する——この用語・概念の採用の前提条件として、近世の「領國」と「國民」用語・概念の存在を無視すべきでない点は先述した所である——。

日清戦争・日露戦争・対独戦の形式を取る今日言う所の第一次世界大戦の宣戦布告はいずれも「皇帝」称号の下に、これを行ない、「大東亞戦争」に至って初めて「天皇」称号のもとに行なわれたに過ぎない。日韓併合もまた「皇帝」称号のもと、国際上の約束に従っている。

以上の史実で理解して置くべきこと、それは日清戦争で、その称号の使用法を巡って争った日本の「皇帝」が、清国の「皇帝」を打倒した事実が残ったこと。日韓併合は本来同格の「韓國皇帝陛下」を、未だ国内法の称号である「天皇」の低位に立つ「李王家」と位置づけることになったことである。日清戦争と日韓併合は、国内称号に過ぎぬ天皇称号の対外進出への動きとその発端と理解する歴史感覚が必要である。

宣戦布告を伴う「戦争」と、これを伴わぬ「事変」を、近代日本社会は次々と重ねつつ、昭和二〇年八月一日の、

言う所の「終戦」すなわち敗戦を迎える。主たる戦場はアジアとりわけ東アジアであったが、「日清戦争」で「清國皇帝」に「宣戦」を布告した一例を除き、そこに所在する一切の政治・行政権力機構を、対等の対象として認識することはなかった。「戦争」と「事変」を峻別する必要性を納得させる大江志乃夫『日本の参謀本部』（中公新書、一九八五年）の一節（一七三頁）を引用する。「日中全面戦争への拡大で宣戦を布告するかどうかが問題になった。中立国からの軍需資材の輸入が阻害されることを理由に、陸軍も海軍も宣戦布告に反対した。」

戦争は経費を要する。従って「戦争」に際して、臨時軍事費特別会計を設置するのが、日清戦争以来の恒例である。この慣例を破っているのが「支那事変」、昭和一二（一九三七）年七月七日の軍事衝突後、早くも同年九月、臨時軍事費特別会計を設置している。今日、近代史記述に際して「十五年戦争」あるいは「日中戦争」あるいは「アジア・太平洋戦争」なる用語が頻用される。その意図を私は理解し賛同する面も有するが、「戦争」と「事変」の用語の相異については、歴史研究者は、史料処理の基本原則に立ち戻る必要がある。

### 三 訓詁学再考

訓詁とは本来、字句の意味の解釈を疎かにしない、立派な知性の方法論である。Textkritikは原典批判学と訳されているが、同じ知性の方法論であろう。

白川静は記す。

漢字ほどことばを具体的に、全的に表現しているものはない。それは一語を一字にかきしるし、一字のうちに形と音と意味とをそなえた、完全な文字である。それはことばとともにある文字であり、文字言語である。ことばは、単なる音の連鎖ではない。音は概念の媒介者にすぎない。文字はそれに形を与え、内容を固定し、概念化するためのものである。(『漢字の世界1 中国

文化の原点』平凡社、二〇〇三年、一二二頁)

著名な歴史小説家連、さらにはあらゆるマス・メディアはともあれ、原史料と史実を知悉する歴史研究者は分業社会に生きる一員として、史料の用語と用語法の原点に立戻って、近世・近代史を整理・叙述し、広く社会一般の人々に、これを提供する責務があると、私は思っている。イタリア、ドイツとは異なり、一人の人間の鶴の一声でし

か方向転換を図り得なかった日本社会の集団意識の来し方行末とは言わないまでも、来し方を解明する糸口が、ここにある。

(ふじた ていichろう・同志社大学名誉教授)